

# 開発行為の手続

【手続の仕組みと流れ】

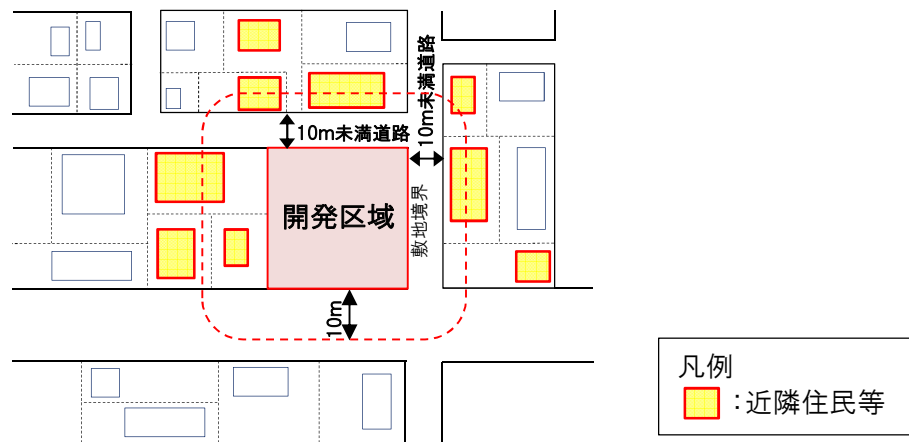
## 開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例

条例は、開発行為による周辺環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用に関して住民への周知に係る手続を定めています。

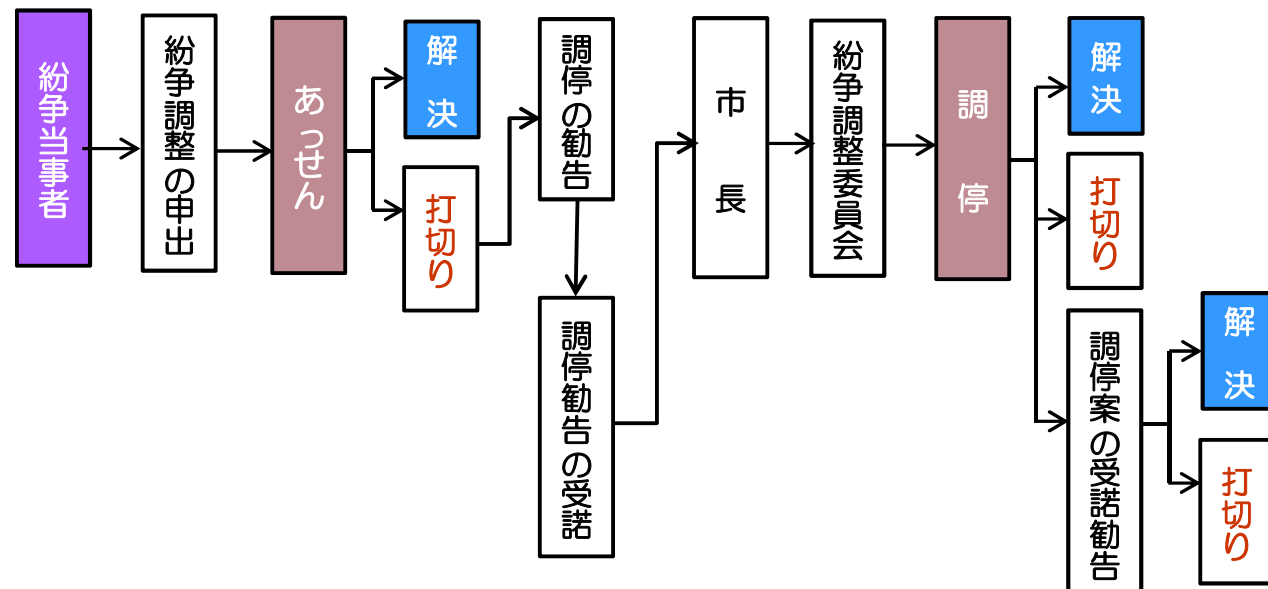
## 対象となる開発行為

- 開発区域の面積が、300平方メートル以上の開発行為。
  - 開発区域の面積が、300平方メートル未満の開発行為で市長が特に必要と認めるもの。
- ※ 自己用住宅の目的で行われるものについては、条例の対象としておりません。

## 近隣住民の範囲について



## 紛争調整のフロー



## 開発行為についての手続フロー

